

事務局長	課長	課長補佐	主幹	係長	担当者
					

堺市総合福祉会館受変電設備更新外工事設計業務

委託仕様書

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
堺市総合福祉会館

平成29年4月版

I 業務概要

1. 業務名称： 堺市総合福祉会館受変電設備更新外工事設計業務
2. 履行場所： 堺市堺区南瓦町2番1号
3. 履行期間： 契約日から 平成 30年 8月 31日まで
4. 対象施設の概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 堺市総合福祉会館(以降略して「堺市総合福祉会館」という)
- (2) 対象施設場所 堺市堺区南瓦町2番1号
- (3) 建物用途 福祉施設・事務所・ホール
- (4) 建築物の類型 平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第12号 第2類とする。

5. 設計と条件

II 業務仕様 2. 計画概要による。

6. 総括責任者 (「・」に○の表記があるものどちらかの資格保持者を適用する。)

- ・ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第3項に規定する二級建築士

○ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

7. 補助対象事業種別 (「・」に○の表記があるものを適用する。)

本業務の補助対象 (・ 有 無)

8. 委託料内訳書(積算内訳書)の書式

参加業者は、下記の委託料内訳書 (積算内訳書) を提出すること。

A. 委託業務費	_____
B. 諸経費	_____
計	_____
消費税等相当額	_____
合計	_____

II 業務仕様

仕様書及び建築工事設計委託要領 (堺市総合福祉会館 平成29年4月) による。

1. 設計業務の内容及び範囲

工事設計業務は、以下に掲げる一般業務及び追加業務とする。

- (1) 一般業務の範囲 (平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第二号による)
 - a. 実施設計
 - (2) 追加業務の内容及び範囲 (平成21年国土交通省告示第15号別添四第1項による)
 - a. 積算業務
 - b. その他追加業務 (「・」に○の表記があるものを適用する。)
- ・ 計画通知申請手続き業務
- ・ 都市計画法第34条の2に規定する協議に必要な手続き業務

- ・ 省エネルギー法に基づく計算書の作成及び届出業務
- ・ 建築物環境計画書の作成及び届出業務
- ・ 建築物環境計画書の作成及び届出業務（堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱）
- ・ 堺市開発行為等の関係各課との協議
- ・ 堺市開発行為等の手続きに関する条例は、原則、適用されないが同条例の関係各課と協議を行い、条例と同等以上の技術基準を満足すること。

・ テレビ受信障害の調査業務：

調査地点数（ヶ所）、アナログ電波数（）、デジタル電波数（）

○ 概略工事工程表の作成業務

- ・ 住民説明等に必要なる資料の作成業務（法令等に基づくものを除く）
- ・ 日影図、仮設計画図、配置図、各階平面図、立面図等
- ・ 透視図：鳥瞰 A-2着色パース1枚（アルミ額縁付）
- ・ A-4サイズ図面の作成業務
- ・ 付近見取図、配置図、平面図等
- ・ その他関係法令等に基づく各種申請手続き業務（建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可申請）
- ・ （建築基準法第86条第1項一団地認定申請）
- ・ （建築基準法第86条の2第1項一敷地内認定建築物以外の建築物の認定申請）

（都市計画法第53条の許可申請）

（宅地造成規制法第8条許可申請）

（大規模建築物等の届出業務（景観条例））

（高層建築物等の防災計画書の作成及び届出業務）

○ 関西電力「電力系統への発電設備の連系に関する照会」申請手続き

（文化財保護法第94条第1項の通知業務）

（土壌汚染対策法第4条第1項等の届出業務）

- 停電工事の内、高圧電気室設備は、毎月の祝日のみしか出来ないもので、それに基づく工事を考えて、設計図面に反映すること。例 工事内容により工事範囲を記載する等。

○ 低圧電気室設備も、同上とする。

- ただし、低圧電気室設備の内、空調設備機器にかかわる部分は、4月1日から5月31日まで及び9月21日から11月30日までの祝日のみしか出来ないもので、それに基づく工事を考えて、設計図面に反映すること。

仮設工事に伴う停電も同上とする。

(3) 設計対象

1. 受変電設備(高圧受電盤・コンデンサー盤・低圧配電盤・発電機盤・動力盤・接地端子盤・真空遮断器・単相変圧器 2個・三相変圧器・高圧負荷開閉器・高圧コンデンサー・高圧リアクトル・断路器・保護継電器類・引込開閉器等更新、変圧器PCB処理及び高圧コンデンサーのPCB含有検査（記載のみ）
屋内キュービクル型 整流器盤・蓄電池盤・蓄電池更新

2. 計画概要

(1) 工事の目的

既設受変電設備の老朽化に伴う更新工事を行う。

既設直流電源設備の老朽化に伴う更新工事を行う。

(2) 工事手順

既設機器を使用しながらスムーズに機器の更新を行うこと。

留意事項

貸館運営及び利用者に支障をきたさないよう発注者と充分協議を行い、更新計画・工事手順を検討の設計すること。

(3) 設計への配慮事項（「・」に○の表記があるものを適用する。）

- ・ 設計全体工程表（各申請業務含む）を提出し工程管理を行うこと。
- ・ 敷地及び既設建物の貸与図面を参考に設計着手に先立ち、現況敷地、建物、工作物等について平板測量を行い現況図を作成すること。
- ・ 自然にやさしく、周辺環境に配慮した配置、デザイン計画とする。
- ・ バリアフリー化などにも配慮しつつ、全体のアプローチを考慮に入れた配置計画及び外構計画を行う。

○ 工事中における安全性を充分考慮した仮設・動線計画を行うこと。

○ 資材置き場が確保しづらいので、休務日（第一月曜日及び第三月曜日）または祝日に機器撤去及び据付が出来るような工事計画を念頭に入れた設計をすること。

・ ユニバーサルデザインを取り入れる。

・ 植栽は可能な限り既存樹木を残す外構計画を行う。

・ ライフサイクルコストを考慮した合理的な建築計画を行う。

・ 各部屋の機能は、○○○標準図に準じる。

○ 環境に配慮した省エネルギー化に基づいた内容を設計に反映すること。

・ 解体建物等を経由している配管、迂回を必要とする埋設配管等については、十分調査把握し設計に反映すること。

○ 実施設計に必要な範囲（関係機関との打ち合わせに必要な範囲を含む）で敷地内の上下水道、ガス・電力、通信等の供給状況を調査し、関係機関との打合せ（事前協議等を含む）を行う。

・ 校舎新築、既設校舎解体に伴い、設備容量・幹線・照度・水理計算等の設計計算を行い、実施設計に反映させること。

○ 「大気汚染防止法」ならびに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、当該工事に係る石綿含有建築材料の有無について、貸与図面・目視にて事前調査を実施し、結果を書面で報告すると共に適正な処理について設計に反映させること

○ アスベスト含有物などの適正な撤去・処理ならびに特定建設資材の再資源化等を目的とし、適

正に分別解体が行えるよう撤去図を作成すること。

○ PCB含有の調査及び処理に関する記載をすること。

・ 地質調査において必要な調査項目を提示すること。

3. 業務の実施

(1) 一般事項

本業務は、仕様書、別冊の図面、建築工事設計委託要領、現場説明書及びこれらの図書に係る質問図書並びに現場説明に対する質問回答書及び建築工事設計委託要領 第3章 3.2 に基づき策定した実施設計方針に基づき行う。

a. 実施設計業務は、提示された計画概要、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

b. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 業務計画書

建築工事設計委託要領 第3章 3.5 による。

(3) 実施設計方針の策定

a. 意匠、構造および設備の各要素について検討する。

b. 監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの等を整理し、実施設計のための基本事項を確定する。

c. 上記を踏まえ必要に応じて業務体制、業務工程等の変更を行い実施設計方針を策定し、監督員へ説明する。

(4) 貸与品等 (「・」に○の表記があるものを適用する。)

(a) 既存設計図書等

○ 既存建築物設計図書一式

・ 基本設計書

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 監督員又は総括責任者が必要と認めた時

(c) その他 ()

(6) 業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 ()

指定部分の履行期限 (平成 年 月 日)

(b) 成果品の取扱いについて

建築工事設計委託要領 第4章 4. 7による。

(c) 概算予算書

工事概算予算書を平成 年 月 日までに作成し提出する。

(d) 工事費積算業務

工事費の積算は、公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士の資格を有するものが行うこと。

(7) 分離 (同一工期、発注業者は分離) 及び分割 (工事が数期又は工区に分割) 発注

(「・」に○の表記があるものを適用する。)

○ 一括発注形態とする。

・ 分離発注形態とする。(建築工事、電気設備工事及び機械設備工事)

・ 分割発注形態とする。(新築、解体+改修、太陽光発電システム設置工事の3分割)

(8) 適用基準等

建築工事設計委託要領 第3章 3. 3によるほか、下記によるものとする。なお「番号等」に「○○版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を示す。

(「・」に○の表記があるものを適用する。)

a. 共通

○ 建築基準法

○ 都市計画法

○ 建築業法

○ 建築士法

○ 消防法

○ 建築物の耐震改修促進に関する法律

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

○ 労働安全衛生法

○ 官庁施設の総合耐震計画基準

○ 官庁施設の総合耐震計画診断・改修基準

b. 建築

- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 吹付けアスベスト等粉じん飛散防止処理工事仕様書
- 建築学会標準仕様書

c. 設備

- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備設計図書作成基準
- 機械・電気設備工事及び同改修工事共通仕様書
- 機械・電気設備工事標準図
- 電気事業法
- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 内線規定（電気技術規程使用設備編）（財団法人 日本電気協会発行）

d. 建築及び設備積算

- 公共建築工事積算基準
- 建築数量積算基準
- 建築設備数量積算基準・同解説
- 建築設備工事内訳書標準書式
- 建築設備内訳書作成要領（設備工事編）

4. 成果物

(1) 一般事項（「・」に○の表記があるものを適用する。）

告示別添一第1項第一号ロ又は第二号ロに掲げるほか、下記によるものとする。なお成果物を電子データ化したものを含む。

- 内訳書ファイル (Excel 形式)
- 見積単価 (Excel 形式) 及び作成根拠説明資料
- 管繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編) (Excel 形式)
- 現場から発生材運搬先までの距離調査表 (Excel 形式)
- 各種計算書 (コンクリート温度補正算出表、鋼材スラップ控除算出表等) (Excel 形式)
- 数量拾出し集計表 (Excel 形式)
- 参考見積もり (インデックス付バインダー綴じ)
- 追加業務に関する業務報告書 (Excel 形式)
- 透視図：鳥瞰 A-2 着色パース1枚 (アルミ額縁付)

(2) 提出部数、サイズ等

成果物の提出部数、サイズ等は下記のとおりとする。

- (a) 原図及びCADデータ JWW又は、DXF 1部
- (b) 陽面焼 (一)部
- (c) 製本 (1)部 (A3版)
- (d) 用紙サイズ 原図 A2版
各種計算書及び各種積算資料及び工事概算予算書 A4版
- (e) 収納 原図は図面ファイル (A1判は三ツ折、A2判は二ツ折)、CADデータ等の電

子データ及び他の設計関連書類種別ごとにA4サイズのチューブファイルに
まとめ、ダンボール保管箱等に入れて提出。